

◎ やむを得ない事情に対する救済措置の整備、特許異議申立て制度の創設、色彩のみや音の商標を保護 など

【法令名】

特許法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 26 年 5 月 14 日 号外第 105 号 16 ページ
【法令番号】	平成 26 年 5 月 14 日 法律第 36 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	<p>公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成 27 年 4 月 1 日〕から施行</p> <p>(1) 附則第 9 条（政令への委任）の規定：公布の日〔平成 26 年 5 月 14 日〕から施行</p> <p>(2) 第 4 条中商標法第 7 条の 2 第 1 項の改正規定： 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成 26 年 8 月 1 日〕から施行</p> <p>(3) 第 3 条中意匠法目次の改正規定、同法第 26 条の 2 第 3 項の改正規定、同法第 60 条の 3 を同法第 60 条の 24 とする改正規定、同法第 6 章の次に 1 章を加える改正規定並びに同法第 67 条第 1 項及び第 73 条の 2 第 1 項の改正規定並びに第 6 条中弁理士法第 2 条、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 75 条の改正規定並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定並びに附則第 12 条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号）第 12 条第 1 項第 2 号の改正規定： 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日〔平成 27 年 5 月 13 日〕から施行</p>
【法令のあらまし】	<p>1 救済措置の拡充等</p> <p>(一) 手続期間の延長に係る規定の整備 特許法等に基づく手続をする者の責めに帰することができない事由が生じたときは、その手続期間を一定の期間に限り延長することができることとする。（特許法第 108 条等関係）</p> <p>(二) 優先権主張に係る規定の整備</p> <p>(1) 優先権主張を伴う特許出願について、その優先期間内に当該特許出願をすることができなかつたことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができることとする。（特許法第 41 条第 1 項等関係）</p> <p>(2) 優先権の主張をする旨の書面について、出願と同時になくとも一定期間内であれば提出できるものとし、その補正についても、一定期間内に限りできることとする。（特許法第 17 条、第 17 条の 4 及び第 41 条第 4 項等関係）</p>

(三) 特許出願審査の請求期間の徒過に係る救済規定の整備

特許出願審査の請求について、その請求期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該請求をすることができるものとするとともに、当該特許出願について特許権の設定の登録があったときは、当該請求期間の徒過について記載した特許公報の発行後から当該請求について記載した特許公報の発行前までの間に、当該特許出願に係る発明の実施を行った第三者は、当該特許権について通常実施権を有することとする。(特許法第 48 条の 3 関係)

2 特許異議の申立て制度の創設等

(一) 何人も、特許掲載公報の発行の日から 6 月以内に限り、特許庁長官に対し、特許異議の申立てをすることができることとする。(特許法第 113 条関係)

(二) 特許異議の申立てについての審理は書面審理によるとするとともに、審判長は、特許の取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し意見書を提出する機会を与え、また、特許権者から特許請求の範囲等の訂正の請求があったときは、特許異議申立人に対し意見書を提出する機会を与えなければならないこととする。(特許法第 118 条及び第 120 条の 5 関係)

(三) 特許無効審判に係る請求人適格について、利害関係人のみがこれを有することとする。(特許法第 123 条関係)

3 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備 [改正協定発効日施行]

(一) 特許庁長官を通じた意匠に係る国際登録出願に関する手続を整備する。(意匠法第 6 章の 2 第 1 節関係)

(二) 国際登録に基づき我が国における保護を求める国際意匠登録出願に関する手続を整備する。

(意匠法第 6 章の 2 第 2 節等関係)

(三) 特許庁長官を通じて意匠に係る国際登録出願をする場合等の手数料を定める。(意匠法第 67 条第 1 項等関係)

4 商標法の保護対象の拡充等

(一) 商標の定義を見直し、色彩のみや音からなる商標を保護の対象とする。(商標法第 2 条第 1 項関係)

(二) 音の標章を発する行為を使用の定義に追加する等、標章の使用の定義の見直しを行う。(商標法第 2 条第 3 項及び第 4 項関係)

(三) 商標の詳細な説明を願書記載事項に追加する等、商標登録出願に関する手続について、所要の規定の整備を行う。(商標法第 5 条関係)

(四) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいて行われる国際商標登録出願に関する手続について、国際登録簿上に記載されている事項のうち所要の事項を商標の詳細な説明とみなす旨の規定の整備を行う。(商標法第 68 条の 9 関係)

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>(五) 自己の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標等及び国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれのない商品等について使用する商標については、当該国際機関を表示する標章と同一又は類似であっても、商標登録することができることとする。(商標法第4条第1項第3号関係)</p> <p>5 地域団体商標の登録主体の拡充 [平成26年8月施行]</p> <p style="padding-left: 2em;">地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人並びにこれらに相当する外国の法人を追加する。(商標法第7条の2関係)</p> <p>6 特許協力条約に基づく国際出願に係る特許庁への手数料の納付手続の見直し</p> <p style="padding-left: 2em;">特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち他国の特許庁等に対する手数料について、特許庁に対する手数料と一括で納付するための規定の整備を行う。(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条関係)</p> <p>7 弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等 [一部：改正協定発効日施行]</p> <p>(一) 知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することについて、弁理士の使命として明確化する。(弁理士法第1条関係)</p> <p>(二) 弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加や、発明等の保護に関する相談に応ずること等についての明確化を行う。(弁理士法第4条関係)</p> <p>(三) 特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができることとする。 (弁理士法第31条及び第48条関係)</p> <p>8 その他</p> <p style="padding-left: 2em;">その他所要の規定の整備を行う。</p>
【改正の概要】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際的な法制度に倣い、災害等のやむを得ない事情が発生した際に出願手続の延長が可能とするなど、救済措置を拡充 ➤ 特許無効審判制度に加え、申立期間を権利化から6か月以内に制限した特許異議申立て制度を創設 ➤ 特許異議申立て制度の創設に伴い、特許無効審判制度は利害関係人のみ請求可能に ➤ 加入を検討中の「ジュネーブ改正協定」に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための制度を整備 ➤ 色彩や音も商標登録の対象に ➤ 地域ブランドの普及の担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人(NPO)も、地域団体商標制度の登録主体に

WestlawJapan 法令あらし

	<ul style="list-style-type: none">➤ 弁理士の業務について、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨など明確化を行う➤ 国際出願において、日本と他国の特許庁等に対する手数料の一括納付を可能とし、手数料の納付手続を簡素化
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）・ 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）・ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）・ 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）・ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号）・ 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）・ 登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）・ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号）・ 特許法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 41 号）・ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）・ 特許法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 24 号）・ 特許法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 47 号）・ 意匠法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 55 号）・ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）